平成２２年（フ）第１２３号
愛媛県南宇和郡愛南町家串928番地
債務者　藤井　三枝
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１２４号
愛媛県南宇和郡愛南町家串928番地
債務者　藤井テル子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第７２０号
大分県別府市東荘園町３－６、住民票上の住所大分県別府市石垣西３丁目４番17号
債務者　後藤　和基
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
大分市大字家島793番地の２
債務者　高橋　美文
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
大分県日田市大字大肥1983番地
債務者　柏村　良子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１６号
鹿児島県鹿児島市自由ケ丘２丁目５番10号
債務者　前田佳奈子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７号
鹿児島県鹿児島市松原町15番９―415号
債務者　鶴田　清忠
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８号
鹿児島県いちき串木野市上名2825番地２
債務者　西　　秀昭
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
福島市笹木野字寺畑８番地の４
債務者　村上美佐子（旧姓大波）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３９号
埼玉県川口市柳崎５丁目13番６号　シャルム柳崎201号、旧住所埼玉県川口市在家町29番９―503号　セザール東浦和
債務者　大滝　芳雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４０号
埼玉県川口市柳崎５丁目13番６号　シャルム柳崎201号、旧住所埼玉県川口市在家町29番９―503号　セザール東浦和
債務者　大滝知惠子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
富山県南砺市理休40番地
債務者　浅井　春樹
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５５３号
山梨県南巨摩郡身延町下山8891番地
債務者　佐野由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６２号
山梨県笛吹市石和町川中島110番地134
債務者　今井はるみ
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
山梨県西八代郡市川三郷町高田2889番地
債務者　名取　奈美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
長野市大字富竹747番地２　トクナガハイツ201号
債務者　川端　　克
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
岐阜県関市広見北町12番２号、申立時の住所岐阜県可児市今渡2469番地１　シンフォニーＢ―201
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部